

改正案	現行
<p>（令第一条第一号に掲げる廃棄物を収納する運搬容器の構造）</p> <p>第一条の十一 令第一条第一号に掲げる廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。</li> <li>二 収納しやすいこと。</li> <li>三 損傷しにくいこと。</li> </ul> <p>（感染性一般廃棄物を収納する運搬容器の構造）</p> <p>第一条の十一の二 感染性一般廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、前条第二号及び第三号の規定の例によるほか、密閉できることとする。</p> <p>（特別管理一般廃棄物の積替えに係る所要の措置）</p> <p>第一条の十四 令第四条の二第一号ト(3)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 令第一条第一号に掲げる廃棄物にあつては、当該廃棄物</li> </ul>	<p>（感染性一般廃棄物を収納する運搬容器の構造）</p> <p>第一条の十一 令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 密閉できること。</li> <li>二 収納しやすいこと。</li> <li>三 損傷しにくいこと。</li> </ul> <p>（特別管理一般廃棄物の積替えに係る所要の措置）</p> <p>第一条の十四 令第四条の二第一号ト(3)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 令第一条第一号に掲げる一般廃棄物にあつては、当該一</li> </ul>

の腐食の防止のために必要な措置

二・三 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物(事業活動に伴つて生じたものであつて、牛の脊柱せきちゅうに限る。)のみの収集又は運搬を業として行う者

十一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)のみの収集又は運搬を業として行う者

十二 動物の死体(事業活動に伴つて生じたものであつて、畜産農業に係る牛の死体に限る。第十条の三第八号において同じ。)のみの収集又は運搬を業として行う者

十三 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

般廃棄物の腐食の防止のために必要な措置

二・三 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

十 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)の収集又は運搬を業として行う者

十一 動物の死体(事業活動に伴つて生じたものであつて、畜産農業に係る牛の死体に限る。第十条の三第八号において同じ。)の収集又は運搬を業として行う者

十二 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第九条の二（略）

2（略）

3 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、前項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

4 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第四項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一條第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十一の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第九号から第十三号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させること

第九条の二（略）

2（略）

3 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第九号から第十三号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、許可の更新の申請の場合には、この限りではない。

ができる。

5| (略)

(産業廃棄物処分量の許可を要しない者)

第十条の三 法第十四条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八 動物の死体のみの処分を業として行う者(化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第一条第二項に規定する化製場において処分を行う場合に限る。)

九 (略)

(産業廃棄物処分量の許可の申請)

第十条の四 (略)

2 (略)

3 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

4 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過し

4| (略)

(産業廃棄物処分量の許可を要しない者)

第十条の三 法第十四条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八 動物の死体の処分を業として行う者(化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第一条第二項に規定する化製場において処分を行う場合に限る。)

九 (略)

(産業廃棄物処分量の許可の申請)

第十条の四 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過し

ないもの（第九條の二第四項（第十條の九第二項、第十條の十二第二項及び第十條の二十二第二項において準用する場合を含む。）、この項（第十條の九第三項、第十條の十六第二項及び第十條の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一條第八項（第十二條の九第四項、第十二條の十一の三第三項、第十二條の十一の四第三項及び第十二條の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九條の二第二項第九号から第十三号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

5 | (略)

（産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第十條の九（略）

2 第九條の二第二項から第五項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「この項（第十條の九第二項）」とあるのは「第九條の二第四項（この項）」と、同条第五項中「許可の更新を申請する

ないもの（この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九條の二第二項第九号から第十三号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、許可の更新の申請の場合には、この限りではない。

4 | (略)

（産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

第十條の九（略）

2 第九條の二第二項から第四項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項から第五項までの規定は、産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「この項（第十条の九第三項）」とあるのは「第十条の四第四項（この項）」と、同条第五項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第十条の十二（略）

一〇七（略）

2 第九条の二第二項から第五項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第四項中「この項」とあるのは「第九条の二第四項」と、「第十条の十二第二項」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。

3 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、第一項の申請書には、前項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 運搬容器の構造図

二 随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具（以下

3 第十条の四第二項から第四項までの規定は、産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第四項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第十条の十二（略）

一〇七（略）

2 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の申請書について準用する。

「連絡設備等」という。)の概要を記載した書類

三 事故時における当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具(以下「応急措置設備等」という。)の概要を記載した書類

四 その業務に直接従事する者が次条第二号ロ(1)から(4)までに掲げる事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第十条の十三 法第十四条の四第五項第一号(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ〜ハ (略)

二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

ホ・ヘ (略)

二 申請者の能力に係る基準

イ (略)

ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第十条の十三 法第十四条の四第五項第一号(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ〜ハ (略)

二・ホ (略)

二 申請者の能力に係る基準

イ (略)

又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。

(1) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に關し特に注意すべき事項

(2) 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い

(3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置

(4) 緊急時における連絡の方法

ハ (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の十六 (略)

2 第十条の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第五項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、第十条の四第二項第四号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第四項中「この項」とあるのは「第十条の四第四項」と、「第十条の十六第二項」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。

3 (略)

ロ (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の十六 (略)

2 第十条の四第二項(第五号に係る部分を除く。)から第四項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、第十条の四第二項第四号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と読み替えるものとする。

3 (略)



（特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）  
第十條の二十二（略）

2 第九條の二第二項から第五項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同條第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同條第四項中「この項」とあるのは「第九條の二第四項」と、「第十條の二第二項」とあるのは「この項」と、同條第五項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第十條の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第五項まで並びに第十條の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十條の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同條第四項中「この項」とあるのは「第十條の四第四項」と、「第十條の二第二項」とあるのは「この項」と、同條第五項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）  
第十條の二十二（略）

2 第九條の二第二項から第四項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同條第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と同條第四項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第十條の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第四項まで並びに第十條の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十條の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と同條第四項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2～4 (略)

5 法第十五条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の氏名及び住所

八・九 (略)

6 (略)

7 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第七号及び第九号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(第九条の二第四項(第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。))、第十条の四第四項(第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2～4 (略)

5 法第十五条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 申請者が法第十四条第三項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七 申請者が法人である場合には、法第十四条第三項第二号二に規定する役員の氏名及び住所

八・九 (略)

6 (略)

7 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。))に限る。))を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第十号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許

合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の

十一の三第三項、第十二条の十一の四第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

第十二条の二（略）

2）12（略）

13 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」という。）を除く。）の技術上の基準は次のとおりとする。

一～四（略）

五 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ・ロ（略）

八 次の要件を備えた除去設備が設けられていること

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2)（略）

可証を提出させることができる。

第十二条の二（略）

2）12（略）

13 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルの分解施設（以下「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」という。）を除く。）の技術上の基準は次のとおりとする。

一～四（略）

五 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ・ロ（略）

八 次の要件を備えた除去設備が設けられていること

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。

(2)（略）

二 (略)

ホ 粒子状の物資等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。

六 (略)

七 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。

イ・ロ (略)

八 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2) (略)

二 (略)

ホ 粒子状の物資等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。

14 令第七条第十二号の二に掲げる施設(ポリ塩化ビフェニル

汚染物分解施設に限る。)の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ・ロ (略)

二 (略)

ホ 粒子状の物資を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。

六 (略)

七 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。

イ・ロ (略)

八 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。

(2) (略)

二 (略)

ホ 粒子状の物資を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備(粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る。)が設けられていること。

14 令第七条第十二号の二に掲げる施設(ポリ塩化ビフェニル

汚染物分解施設に限る。)の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ・ロ (略)

八 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

- (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2) (略)

二 (略)

ホ 粒子状の物資等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

五 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

- (1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破碎することができるものであること。

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

(2) ポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられている

八 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

- (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。

(2) (略)

二 (略)

ホ 粒子状の物資を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

こと。

(5) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

ハ 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。

ニ 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができ、設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

六 溶融分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

(1) ポリ塩化ビフェニル汚染物を破砕することができるものであること。

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の供給量を調節することができるものであること。

ロ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

(1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物の溶融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正

に保つことができるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

八 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

(1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

(2) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

二 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

ホ 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

15 (略)

第十二条の七 (略)

15 (略)

第十二条の七 (略)

2  
12 (略)

13 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ～ハ (略)

二 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ホ～ヲ (略)

五 (略)

六 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。

イ～ニ (略)

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ヘ～ワ (略)

14 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応器に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破碎すること。

ロ～ヘ (略)

2  
12 (略)

13 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ～ハ (略)

二 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ホ～ヲ (略)

五 (略)

六 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。

イ～ニ (略)

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ヘ～ワ (略)

14 令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破碎すること。

ロ～ヘ (略)



三 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ〜二 (略)

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

へ〜ワ (略)

四 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応器に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破砕すること。

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。

ハ 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ニ 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

へ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。

ト 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

チ 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

三

イ〜二 (略)

ホ 除去設備内にたい積した粒子状の物質を除去すること。

へ〜ワ (略)

リ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

又 ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

#### 五 溶融分解方式の施設にあつては、次によること。

イ 反応設備に投入するポリ塩化ビフェニル汚染物を必要に応じて破碎すること。

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物の数量及び性状に応じ、溶融固化体を形成するために溶融補助剤として用いられる清浄土等の供給量を調節すること。

ハ 反応中は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の溶融及びポリ塩化ビフェニルの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。

ニ 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ホ 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ヘ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

ト 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。

チ 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。

リ 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が一立方メートル当たり〇・一ナノグラム以下となるように処理すること。

又 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ル 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ヲ 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ワ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

カ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

15

(略)

(記録の閲覧)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三において準用する法第

15

(略)

(記録の閲覧)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三において準用する法第

八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。

イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び八(1)並びに第六号イに掲げる事項 翌月の末日  
ロ 次条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ、八及びホ、第四号ロ、第五号二並びに第六号二に掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号二、第四号二(1)及びホ(1)、第五号ロ(1)並びに第六号ロ(1)、八(1)、へ(1)及びト(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

ニ 次条第四号ハ、二(2)及びホ(2)、第五号ロ(2)及びホ並びに第六号ロ(2)、八(2)、ホ、へ(2)及びト(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

ホ 次条第五号ハ(2)に掲げる事項 当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日

二・三 (略)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める日までに備え置くこと。

イ 次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び八(1)並びに第五号イに掲げる事項 翌月の末日  
ロ 次条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ、第四号二並びに第五号二に掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号二(1)及びホ(1)、第四号ロ(1)並びに第五号ロ(1)、八(1)、へ(1)及びト(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

ニ 次条第三号ハ、二(2)及びホ(2)、第四号ロ(2)及びホ並びに第五号ロ(2)、八(2)、ホ、へ(2)及びト(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

ホ 次条第四号ハ(2)に掲げる事項 当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日

二・三 (略)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二（略）

三 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 第十二条の七第十三項第二号八、第三号八、第四号八、第五号八、二及びホ(2)並びに第六号二並びに第十四項第二号二、第三号二、第四号二、第五号二及びホ並びに第十五項第三号八及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行った位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

ハ 第十二条の七第十三項第二号二、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号へ、第六号へ及びヲ並びに第十四項第二号へ、第三号へ及びヲ、第四号又、第五号ト及びワ並びに第十五項第二号の規定によりその例によることとされた第十三項第三号ホ並びに第十五項第三号へ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係る試料を採取した位置

(2) 当該測定に係る試料を採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

ニ 第十二条の七第十三項第四号二及び第六号ホ並びに第十四項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒

一・二（略）

子状の物質等の除去を行った年月日

ホ 第十二条の七第十三項第四号チ及び第六号リ並びに第十四項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る生成ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る生成ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

四〇六 (略)

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第十二条の九 (略)

2・3 (略)

4 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項第七号に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは、「前項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第七号及び第九号に掲げるもの」と、同条第八項中「この項（第十二条の九第四項）」とあるのは、「第十一条第八項（この項）」と、「第六項」とあるのは、「第三項」と、「同項第十号から第十四号までに掲げる書類」とあるのは、「同項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第十号から第十四号までに掲げるもの」と読み替えるものとする。

三〇五 (略)

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第十二条の九 (略)

2・3 (略)

4 第十一条第七項の規定は、前項第七号に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「同項第十号から第十四号までに掲げる書類」とあるのは、「同項第七号に掲げる書類のうち第十一条第六項第十号から第十四号までに掲げるもの」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十二条の十一の三 (略)

2 (略)

3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の三第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十四号まで」とあるのは「同項第六号から第十号まで」と読み替えるものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の四 (略)

2 (略)

3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、「同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の四第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十四号まで」とあるのは「同項第二号八からホまで及び同項第三号八からホまで」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十二条の十一の三 (略)

2 (略)

3 第十一条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「同項第十号から第十四号まで」とあるのは、「同項第六号から第十号まで」と読み替えるものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の四 (略)

2 (略)

3 第十一条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「同項第十号から第十四号まで」とあるのは、「同項第二号八からホまで及び同項第三号八からホまで」と読み替えるものとする。

(相続の届出)

第十二条の十二 (略)

2 (略)

3 第十一条第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十四号まで」とあるのは「同項第二号、第五号及び第六号」と読み替えるものとする。

(相続の届出)

第十二条の十二 (略)

2 (略)

3 第十一条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「同項第十号から第十四号まで」とあるのは、「同項第二号、第五号及び第六号」と読み替えるものとする。